

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	家畜改良増殖法	根拠条項	資料番号	4	担当課	畜産課
			7 - 1	不利益処分の種類	種畜証明書の効力取消又は停止	
家畜改良増殖法 (昭和25.5.27 法209) 最終改正 平成11法185						
(種畜証明書の効力の取消又は停止)						
第7条 農林水産大臣又は都道府県知事は、第35条の検査の結果、疾患にかかっていると認めた種畜について、その疾患の程度により、それぞれその交付した種畜証明書の効力を取り消し、又は停止することができる。						
2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定により種畜証明書の効力を停止した場合において当該種畜の疾患がなおったときは、すみやかにその停止を解除しなければならない。						
(種畜の公示)						
第8条 農林水産大臣は、第4条第1項本文又は同項第1号の種畜証明書を交付した場合、第6条第2項の規定により種畜証明書の有効期間を延長した場合、前条の規定により種畜証明書の効力を取り消し、停止し、又は停止を解除した場合その他農林水産省令で定める場合は、当該種畜の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通報しなければならない。						
2 都道府県知事は、全戸言うの通報を受けた場合、第4条第1項第2号の種畜証明書を交付した場合、前条の規定により種畜証明書の効力を取り消し、停止し、又は停止を解除した場合その他農林水産省令で定める場合は、その旨を公示しなければならない。						
(立入検査等)						
第35条 農林水産大臣又は都道府県知事は、家畜の改良増殖を促進するため必要があると認めるときは、種畜検査委員又は地方種畜検査委員に畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精若しくは家畜受精卵移植を行う場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、家畜、施設の構造、設備、器具その他の物件若しくは種付け台帳、家畜人工授精簿その他必要な書類を検査させ、又は検査に必要な最小限度の分量に限り種畜の精液、家畜卵巣、家畜未受精卵若しくは家畜受精卵を収去させることができる。						
2 種畜検査委員又は地方種畜検査委員は、前項の規定による立ち入り、質問、検査又は収去(以下「立入検査等」という。)をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。						
3 第1項の規定による立入検査等は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。						